

○昭和女子大学法令遵守基本方針

【基本姿勢】

この基本方針は、学校法人昭和女子大学が設置する学校等の各職場で業務を遂行するに当たり、特に注意を必要とする事項についてまとめたものです。

これはあらゆる事象を網羅・補完しているものではなく、基本的な方向性を示したものです。

この基本方針に記述されていない問題、自分ひとりでは解決や判断が難しい問題については、直属の上司などに相談するよう心掛けてください。

法令遵守をおざなりにすることは、やがて法人や学校の信頼失墜につながり、ときには取り返しのつかない重大事故を生じさせる原因となります。

日常の業務などに疑問を感じた際、「自分には関係ない」とか「誰かが解決してくれるだろう」といった無責任な態度をとるのではなく、声に出して、教職員同士でしっかり共有し、課題があれば協力していち早く解決に努めるといった雰囲気が浸透している。そのような職場環境になるよう目指していきましょう。

ここでいう法令遵守とは、職責や職場における人間関係や利害関係とは切り離し、第三者の公正な立場から自分たちの行動を正してもらうことです。故に法令遵守のために立ち上がった教職員の相談や報告に対しては、十分なプライバシーの保護措置がとられることは大原則となります。

また、その活動に対して制裁や報復、揉み消しなどの行為が行われるのであれば、法人は事実関係を調査した上で、それを正していかなくはなりません。

当法人に所属している全ての教職員が、働き甲斐を感じ、誇りを持って働ける職場にするために、一丸となって法令遵守の実践に努めていきましょう。

2025年4月1日

学校法人昭和女子大学

理事長 山崎日出男

【法令や服務規程に違反した場合】

1. (教職員の違反)

教職員の違反行為に対しては、服務規程に基づいて懲戒解雇を含む措置をとる場合があります。

2. (役員の違反)

役員に違反行為があった場合は理事会等において問責し、解任の手続をとる場合があります。

す。

3. (教職員の就業時誓約書)

教職員は、法令及び職場内の規約を遵守する旨の誓約書を、就業時に提出することによって雇用契約が開始されます。

4. (役員の就任時誓約書)

役員は就任時に『法令遵守に違反行為があった場合には解任されることを承諾する』旨の誓約書を提出します。

【法令遵守責任者の役割】

1. (法令遵守責任者と統括者)

法令遵守については各部門長がその責めを負い、それぞれ法令遵守責任者とします。

また、法令遵守責任者の統括は理事長が行い、必要な報告を理事会等で行います。

2. (法令遵守責任者の役割)

法令遵守責任者は法令遵守のための啓発活動を行い、組織の中から上がってくる声を取り上げ、問題点を調査・記録し、理事長への報告や問題是正を行います。

法令遵守責任者とその統括者は各教職員が法令を遵守しているかどうか、組織としての行動が法令を遵守しているかをチェックして、違反行動を未然に防止します。

3. (法令遵守研修など)

法令遵守に関しては教職員研修の場で説明するほか、新規採用時においても説明を行います。

【私たちの行動規範】

1. (相互注意と保護の原則)

法令遵守のために立ち上がった教職員の相談や報告に対しては、十分な保護措置がとられることが大原則です。

その活動に対して制裁や報復、揉み消しなどの行為が行われることのないよう法人は配慮しなければなりません。

また、教職員は法令遵守をしているかどうか互いに注意し合い、必要に応じて相手にアドバイスをするように心掛けましょう。

2. (不透明な慣習の排除)

勤勉手当や昇給等への決定の公正さに対する信頼を揺るがすおそれがあるため、部下から上司への金品の提供は、中元・歳暮の類を含め禁止します。

ただし、冠婚葬祭等に関しては、常識の範囲でこれを認めます。

3. (職場の雰囲気づくり)

職場の良い雰囲気こそ、法令遵守をしやすい環境を生み出します。

手法や技量が異なっても、『教職員は学生生徒等のために業務を行っている』ことを互いに理解しましょう。

この場合『私は関係ない』とか『上司がそれをやるから黙っていよう』といった考えは禁物です。

職場の雰囲気は皆で作り上げるべきものであり、それが理念追求の一番の近道です。

以上